



【発信日】令和3年10月25日

【問い合わせ先】

大野市役所（2階22番窓口）

行政経営部政策推進課 山崎、松本

電話 0779-64-4824 内線 2513

「大野市過疎地域持続的発展計画（案）」に関するパブリックコメント手続の実施について

大野市では、次のとおりパブリックコメント手続を実施しますのでお知らせします。

1	政策等の案の名称	大野市過疎地域持続的発展計画（案）
2	実施機関	大野市長
3	趣旨	<p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が本年4月1日から施行され、大野市は、全域が過疎地域に指定されています。</p> <p>この新たな過疎法では、地域の自立に向けて、持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう全力を挙げて取り組むことが理念に規定されています。</p> <p>令和3年度から令和7年度までの5年間を期間とする「大野市過疎地域持続的発展計画」を策定するにあたり、市民などの意見を反映させるため、パブリックコメント手続を実施します。</p>
4	意見等を提出できる方	<p>次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none">① 市内に住所を有する人② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体③ 市内の事務所又は事業所に勤務する人④ 市内の学校に在学する人⑤ 市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体⑥ ①～⑤のほか、本事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

5	政策等の案の公表	<p>(1) 公表の日 令和3年10月27日(水)</p> <p>(2) 入手方法</p> <p>①指定場所での閲覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所1階市民ホール ・結とぴあ ・各公民館 ・図書館 <p>②インターネット(大野市公式ホームページからダウンロード)</p> <p>③報道機関への情報提供</p>
6	意見等の受付期間	令和3年10月27日(水)から令和3年11月10日(水)まで
7	意見等の提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名(団体名)、連絡先その他提出できる方であることがわかる事項 ・該当箇所(○ページ) ・意見等 <p>を記載し、次のいずれかの方法で提出してください。</p> <p>様式は問いませんが、意見記入用紙(市ホームページからダウンロード)をご利用いただけます。</p> <p>①指定場所(第5項参照)への書面の提出(記入用紙を備え付けます)</p> <p>②郵便</p> <p>③ファクシミリ</p> <p>④電子メール</p> <p>※電話などの口頭によるご意見は受け付けません。</p> <p>※必要事項の記入がない場合はご意見が無効となる場合があります。</p>
8	意見等の取扱い	<p>提出された意見等を考慮して本案件についての意思決定を行い、次に掲げる事項について公表します。ただし、大野市情報公開条例第7条に規定する公開しないことができる情報(個人情報など)に該当するもの、本件に係わりがないもの、賛否の結論のみを示したものは除きます。</p> <p>①提出された意見等の概要</p> <p>②提出された意見等に対する実施機関の考え方</p> <p>③本計画案を修正した場合における修正の内容</p>
9	問い合わせ先	<p>大野市行政経営部政策推進課 (大野市役所2階22番窓口)</p> <p>〒912-8666 大野市天神町1番1号</p> <p>電話 0779-64-4824(内線2510)</p> <p>※電話での意見提出は不可</p> <p>ファクシミリ 0779-65-8371</p> <p>Eメール seisaku@city.fukui-ono.lg.jp</p>

大野市過疎地域持続的発展計画（案）の概要について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が本年4月1日から施行され、大野市は、全域が過疎地域に指定されています。

この新たな過疎法の施行に伴い、「大野市過疎地域持続的発展計画」を策定します。

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法について

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末に期限を迎え、議員立法により、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新法」という。）が全会一致で可決、令和3年4月1日から施行されました。

【理念（新法前文）】

過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要であると規定されている。

【市町村計画の策定について（新法第8条第1項）】

過疎地域の市町村は、都道府県の定める「過疎地域持続的発展方針」に基づき、市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展計画を定めることができると規定されている。

2 大野市の過疎地域の指定状況

昭和45年度に制定された「過疎地域対策緊急措置法」により旧和泉村が過疎地域に指定、平成17年の合併を経て、平成29年の過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により大野市全域が過疎地域に指定されました。新法においても市全域が過疎地域に指定されています。

なお、新法の施行により全国820自治体が過疎地域として公示されています。

（新規団体：48、卒業団体：45）

3 人口の推移

表1-1 (1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人 51,537	人 43,797	% △2.0	人 41,837	% △3.0	人 37,843	% △4.5	人 33,109	% △6.2	
0歳～14歳	16,953	9,865	△9.1	7,964	△10.5	5,015	△15.0	3,787	△12.2	
15歳～64歳	30,790	29,016	△1.5	26,818	△4.6	22,413	△6.9	18,063	△11.0	
65歳以上(b)	3,794	4,916	11.9	7,055	15.7	10,415	8.1	11,253	5.3	

※平成27年は6名が年齢不詳により総数と年齢内訳の合計値が一致しない。

※昭和35年～平成17年は旧和泉村の人口との合計。

4 大野市過疎地域持続的発展計画（案）の構成について

1 基本的な事項

- ・大野市の概況
- ・人口及び産業の推移と動向
- ・行財政の状況
- ・地域の持続的発展の基本方針
- ・地域の持続的発展のための基本目標
令和7年（目標）：29,000人（平成27年：33,109人）
- ・計画の達成状況の評価に関する事項
- ・計画期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間
- ・公共施設等総合管理計画との整合

2～13 区分ごとの取り組み等について

- ・大野市全域が過疎地域の指定を受けていること、記載すべき内容や計画期間が同じであることから『第六次大野市総合計画前期基本計画』と整合性を図っています。

	過疎計画の区分 (新法第8条第2項第4号)	第六次大野市総合計画前期基本計画 対応項目	
2	移住・定住・地域間交流の促進、 人材育成	17 ひと・地域 20 移住・定住	21 情報共有
3	産業の振興	6 農業 7 林業 8 商工業	9 観光業 10 働く環境
4	地域における情報化	23 市民サービス	
5	交通施設の整備、交通手段の確保	7 林業 15 道路	16 公共交通
6	生活環境の整備	11 自然環境・ごみ 12 水環境 13 生活環境	14 消防・減災 18 防災力・防犯力
7	子育て環境の充実、高齢者等の保健 及び福祉の向上及び増進	1 子育て 3 健康・医療	4 地域福祉
8	医療の確保	3 健康・医療	
9	教育の振興	2 学び 5 スポーツ	17 ひと・地域
10	集落の整備	17 ひと・地域 22 協働・連携	
11	地域文化の振興等	12 水環境 19 文化芸術	
12	再生可能エネルギーの利用の促進	7 林業 11 自然環境・ごみ	
13	その他地域の自立促進に関し必要な 事項	24 行財政 等	

※各区分の(3)計画の事業計画には、計画期間内（令和3年度から7年度）に実施を予定している事業及び実施の可能性のある事業を掲載しています。事業の実施に当たっては、予算等の議会の議決を経て行います。